

建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価手数料規程

日本タリアセン株式会社

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、日本タリアセン株式会社(以下「JTC」という。)が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価手数料料金(以下「評価手数料」という。)について、必要な事項を定める。

(評価手数料)

第2条 業務規程第12条に規定する評価手数料は、別表に掲げるとおりとする。
2.

(評価手数料の収納方法)

第3条 申請者は、評価手数料を「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款」(以下「業務約款」という。)第5条に規定する料金の支払方法により納入する。
2. 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価手数料を減額するための要件)

第4条 JTCは、評価業務等が効率的に実施できる場合等、合理的な理由がある場合、評価業務手数料を減額することができる。

(評価手数料を増額するための要件)

第5条 JTCは、複合建築物その他評価業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてJTCが判断した場合等、合理的な理由がある場合、評価業務手数料を増額することができる。

(附則)

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

平成 29 年 6 月 1 日 制定

別表

1) 建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価手数料【非住宅】

①モデル建築法

(税抜き金額、単位：円)

延べ面積(m ²)	用途分類 ※		
	A種	B種	C種
0 m ² 以上 ～ 300 m ² 未満	120,000	60,000	40,000
300 m ² 以上 ～ 2,000 m ² 未満	160,000	80,000	60,000
2,000 m ² 以上 ～ 3,000 m ² 未満	180,000	100,000	80,000
3,000 m ² 以上 ～ 4,000 m ² 未満	200,000	140,000	100,000
4,000 m ² 以上 ～ 5,000 m ² 未満	240,000	160,000	120,000
5,000 m ² 以上 ～ 10,000 m ² 未満	280,000	200,000	160,000
10,000 m ² 以上 ～ 20,000 m ² 未満	320,000	240,000	180,000
20,000 m ² 以上 ～ 50,000 m ² 未満	380,000	300,000	220,000
50,000 m ² 以上 ～	別途見積		

※ 用途分類は、3) 用途分類による。

②標準入力法（主要室入力法を含む）

(税抜き金額、単位：円)

延べ面積(m ²)	用途分類 ※		
	A種	B種	C種
0 m ² 以上 ～ 300 m ² 未満	170,000	120,000	90,000
300 m ² 以上 ～ 2,000 m ² 未満	270,000	170,000	150,000
2,000 m ² 以上 ～ 3,000 m ² 未満	330,000	190,000	190,000
3,000 m ² 以上 ～ 4,000 m ² 未満	370,000	230,000	210,000
4,000 m ² 以上 ～ 5,000 m ² 未満	430,000	270,000	230,000
5,000 m ² 以上 ～ 10,000 m ² 未満	490,000	330,000	270,000
10,000 m ² 以上 ～ 20,000 m ² 未満	570,000	370,000	330,000
20,000 m ² 以上 ～ 50,000 m ² 未満	650,000	450,000	390,000
50,000 m ² 以上 ～	別途見積		

※ 用途分類は、3) 用途分類による。

2) 注意事項

- ① A種、B種、C種の用途分類の適用については、3)用途分類による。
- ② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する述べ面積とする。
- ③ 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合、次の通り適用する。
 - ・A種が含まれるときはA種
 - ・A種がなくB種が含まれるときはB種ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合、別途判断による。
- ④ 計画変更の手数料は、当初適用された手数料の10分の6の額とする。
- ⑤ 改修前後の評価を行う場合は、上表の各手数料に当該料金の10分の5の額を加算した手数料とする。
- ⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の結果を利用した申請の場合は、上表の手数料によらず、一律10,000円(税抜金額)とする。この時、外皮性能の審査を追加して行う場合は、上表の手数料の10分の1の額を加算する。

3) 用途分類

(確認申請書第四面に記載する用途コードによる)

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	8140
	博物館その他これに類するもの	8150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	8170
	助産所	8190
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	8210
	公衆浴場（個室月浴場業に係る公衆浴場を除く。）	8230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	8240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	8250
	病院	8260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	8370
	体育館又はスポーツの練習場（前頁に掲げるものを除く。）	8380
	ホテル又は旅館	8400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
	劇場、映画館又は演芸場	8530
	観覧場	8540
	公会堂又は集会場	8550
	展示場	8560
	ダンスホール	8590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を目的とする店舗その他これらに類するもの	8600
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	8060
	幼稚園	8070
	小学校	8080
	義務教育学校	8082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	8090
	特別支援学校	8100
	大学又は高等専門学校	8110
	専修学校	8120
	各種学校	8130
	幼保連携型認定こども園	8132
	保育所その他これに類するもの	8180
	巡査派出所	8270
	公衆電話所	8280

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
B種	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	8290
	地方公共団体の支庁又は支所	8300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	8330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	8390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	8438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	8440
	飲食店（事項に掲げるものを除く。）	8450
	食堂又は喫茶店	8452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	8460
	事務所	8470
	料理店	8570
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	8580
	C種	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
建築基準法令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設		8320
工場（自動車修理工場を除く。）		8340
自動車修理工場		8350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの		8360
自動車教習所		8410
畜舎		8420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		8430
自動車車庫		8490
自転車駐輪場		8500
倉庫業を営む倉庫		8510
倉庫業を営まない倉庫		8520
卸売市場		8610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設		8620
要相談	その他	8990

4) 建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価手数料【住宅】

(税抜き金額、単位：円)

	条件	手数料
一戸建ての住宅	単独審査	30,000
	併願審査	10,000
共同住宅等	単独審査(住戸のみ)	100,000+(2,000×戸数)
	単独審査(建築物全体の審査)	100,000+(2,000×戸数)+100,000
	併願審査	上記審査手数料の2分の1の額とする。

- ① 一戸建ての住宅の審査は、専用住宅のみを対象とし、用途分類が複数ある場合、別途見積とする。
- ② 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の手数料は、「建築物全体の審査」の手数料とする。
- ③ 「共用部を有しない3住戸以下の共同住宅等」の手数料は、一戸建ての住宅の料金に戸数を乗じた額とする。
- ④ 戸数が5戸以下の共同住宅等の手数料は、戸数を5戸として算定する。
- ⑤ 併願審査手数料の適用は、同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限ることとする。
- ⑥ 変更申請手数料は、当初の申請で適用された手数料に2分の1の額とする。